

2021年2月4日（木）公平な税制を求める懇談会（13：30～17：00）

## 菅政権と消費税の減税・財源・野党共闘

立正大学法学部客員教授（税法学）・税理士 浦野広明

### 安倍・菅政権から菅・菅一強体制へ

菅義偉内閣が20年9月16日に発足した。菅氏は、第2次安倍政権（自12.12.26至20.9.16=7年8ヶ月）の官房長官として政権を支えており、政権の実質は安倍・菅政権であった。菅が20年9月16日に第99代首相に選出され、菅・菅政権（もともと菅官房長官と加藤勝信副長官のコンビ。いまでも本質は菅長官・加藤副長官の菅一強）体制となっている。

菅側近官邸官僚として菅と二人三脚でやってきたのが杉田和博氏である。杉田の手足となっているのが内閣情報調査室（幹部は全て警察出身者）。内閣情報調査室は警察と一体となり、共産党、市民運動を監視している。

### デジタル庁（国民監視機能の一元化）

21年度予算において、菅政権は、コロナ対策を口実に行政のデジタル化を推進するとして、21年9月のデジタル庁創設に向けて368億円を計上。府省庁共通のシステム整備にデジタル庁、内閣官房合わせて2,986億円、「マイナンバー」カード普及のための費用として1,001億円を計上した。国民が要求する消費税減税はせず、デジタル化を促進するための投資減税（平年度110億円）や研究開発減税の拡充（同240億円）など大企業向け減税をするのである。

菅内閣はデジタル改革担当大臣のポストを新設した。初代大臣には元IT政策担当大臣の平井卓也氏が就任。平井大臣はデジタル改革担当・情報通信技術（IT）政策担当・内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）となった。

平井デジタル改革担当大臣は、初閣議のあとの記者会見で、デジタル庁の新設について、「大きなミッションになる。来年の通常国会までに関連する法案はいろいろあると思うが、IT基本法の改正やデジタル庁の設置法などを一気にやらないといけないので時間はタイトだがスピード感をもって臨みたい。既存の官庁と同じようなものを作るつもりは全くなく、民間からも新しい人材をたくさん取り入れ新しい省庁を作りたい」と述べた。各省庁にある関連組織を一元化し国民監視機能を持たせるのである。

#### （1）国民監視事業者はAmazon Web Services（AWS）

菅首相は、20年9月23日の関係閣僚会議で、〈デジタル庁は〉「行政の縦割りを打破し規制改革を断行するための突破口」、「国、自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進める」とのべている（朝日新聞20年9月23日夕刊）。佐藤章氏（ジャーナリスト、元朝日新聞記者、五月書房新社編集委員会委員長）は「菅政権『デジタル改革』の罠」でおおむね次のように指摘している（「論座」朝日新聞社20年9月）。

（a）アマゾンが日本国民管理　　国、自治体のシステムの統一・標準化」の基盤となる次期政府共通プラットフォーム（システムやサービスの土台や基盤となる環境）を提供するベンダー（事業者）がAmazonである。20年10月1日から、日本の全省庁が利用するIT

基盤である「政府共通プラットフォーム」の次期基盤に米国の民間企業 Amazon の Amazon Web Services (AWS) のクラウド・コンピューティング・サービスが使われる。ユーザーである日本政府が、外部企業である Amazon の AWS サーバーから情報処理サービスを受けることになる。一言で要約して言うと、戸籍謄本や銀行口座、クレジットカードからお薬手帳に至るまで、国民一人一人のほとんどの個人情報が米国の民間企業 Amazon に引き渡される恐れが強いということだ。

(b) あらゆる個人情報を管理 マイナンバーカードの最大の付加価値は何と言っても他の制度との接続である。健康保険証、運転免許証、住民票や印鑑登録証明書、戸籍謄本をコンビニなどで交付するための証明カードになる。民間部門でも、キャッシュカードやクレジットカード、デビッドカード、各種ポイントカード、診察券、お薬手帳、さらには各種資格試験や入学試験の受験票、興行チケット販売時などの本人確認などにも使用される。要は、あらゆる個人情報をつなぐことだ。

(c) Amazon と米国政府 Amazon は苦労してハッキング行為をするまでもなく、自ら保有するサーバーの中に一国（日本）のすべての国民情報が入っている。専門家によると、米国政府は GAFA に対し様々な形で出資している。米国中央情報局（CIA）は多数のダミー企業を通じて出資関係を築いているようだ。さらに言えば、Amazon は多国籍企業で、経営陣を含め多国籍の人たちの集合体だ。そのような企業形態を考えた場合、日本外交や防衛の機密情報などが海外に漏れ出る可能性は格段に高まってくると想定される。

## (2) 全国民を管理するインボイス

10%消費税の定着を許すと、23（令和5）年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス（伝票）制度が導入される。仕入税額控除は、「消費税伝票発行事業者」が作成する「インボイス」がなければできない。

インボイス（消費税伝票）の記載事項

1 消費税伝票発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	4 税率ごとに合計した税抜又は税込対価の額及び税率
2 取引年月日	5 消費税額等
3 取引内容（低い税率の対象となる場合はその旨）	6 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

消費税伝票を発行するには税務署に登録しなければならない。登録事業者の氏名、名称、登録番号等は公示される。登録事業者は、消費税伝票の交付義務とその写しの保存義務が生じる。

事業者は厳格な消費税伝票に客の名前や取引内容を記載して税務署に知らせなければならない。税務署が消費税伝票のうつかりミスを意図的に偽ったと判断すると、10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの両方が科せられるのである（消費税法64条）。「軽減税率」を持ち出して恐ろしい国民管理を進めるのである。医師、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士などは、法律上、業務上知り得た情報を外部に漏らしてならない（守秘義務）。報道機関は取材源を秘匿する職業上の責務がある。法律上の守秘義務のない企業においても取引先状況は一種の企業秘密である。厳格消費税伝票には、客の名前や取引内容を記載し税務署に提出するから、守秘義務は有名無実となり客のプライバシーは侵される。

取引先調査は、納税者本人の営業にさしさわりが生ずるだけでなく得意先にも多大な影

響を与える。もともと、税務調査を受けるのは、納税者本人であって、第三者である得意先などが無条件で反面調査に応じ、協力するものではない。ところが消費税伝票の下ではそんなことはいってられない。10%消費税を定着させると、買い物客などが調査の対象となる。

### (3) 取引高税の恐怖経験

米軍占領下の48年に取引高税法（昭和23年法律第108号）が制定され、同年9月から、物品販売業、銀行業、製造業、運送業など全39業種を対象とする税率1%の国税として、取引高税印紙で納める方式で課税された。罰則はとんでもないもので、逋脱（ほどつ＊税をのがれること）額の20倍の罰金、情状により5年以下の懲役若しくは逋脱額の20倍を超えて40倍以下の罰金が課された。調査も過酷であった。吉田敏幸公認会計士は当時のことを次のように述べている。あまりのひどさに取引高税は1年4か月で廃止となった。

48年9月、芦田内閣が占領軍のバックアップで取引高税を実施した。1週間後に国税庁の役人が銀座と上野のアメ横を視察したら、彼らが見ている前で112件の違反が摘発された。9～12月の4カ月で1万2千人の検挙者がいるというシロモノであり1年4カ月で廃止になった（全国商工新聞1987年3月2日）。

### (4) 監視社会の強化の「脱ハンコ」

規制改革担当の河野太郎大臣は、菅内閣が発足するとすぐに「正当な理由がない行政手続きについては、『はんこをやめろ』ということを押し通そうと思う」と宣言した（20年9月25日）。日本人の社会生活にハンコは切っても切れない役目を果たしている。例えば、婚姻届には既婚夫婦と証人2名以上の証人が署名して捺印する。住民移動届については、転入は転入後14日以内に、転出は転出予定日までにそれぞれの届けに捺印して提出する。死亡届には死者の親族によって7日以内に死亡診断書と共に捺印する、などである。ハンコは署名などとともに本人を証明する手段となっている。ハンコを廃止した場合の本人証明は「マイナンバー」これが一番の狙いである。

### (5) 運転免許証のデジタル化

小此木八郎国家公安委員長は、就任記者会見で「総理から特に、運転免許証のデジタル化について強い指示がありました」と明かした（20年9月17日）。15年末現在の運転免許保有者数は、約8,215万人で、ナンバーカードの3倍以上、国民の3人に2人が持つ最も多い身分証明証である。運転免許証がデジタル化されると、交通取り締まりのために、データ読み取り機器を全国の警察に配備しなければならない。運送会社やタクシー会社などの企業も採用に当たり運転免許の確認が不可欠、当然、データ読み取り機器を購入しなければならない。その際、必要のない個人情報を抜き取られるかもしれない。運転免許証に金融機関の口座をはじめさまざまな個人情報を結び付ければ警察の捜査、税務署の調査に利用される危険がある。

### (6) 健康保険証のデジタル化

厚労省は、簡単、便利とうたい、ナンバーカードを健康保険証として利用するための利用申込（初回登録）を始める。厚労省職員は、東京・虎の門病院内の特設会場で、ナンバーカードの保険証利用の登録サポートを20年11月30日から12月4日に行った。登録にはナンバーカード及び4桁の暗証番号、ナンバーカードを持っていなければ12桁のナンバーを知らせるのである。利用開始は21年3月、ナンバー保険証利用者は、健診結果、過去の診察内容、処方薬がナンバーに連結される。警察官は職務質問でナンバーカードを提示

させれば、過去の犯罪歴から健康状態が一目でわかる。

#### (7) マイナンバー

マイナンバーと呼ぶ法律の正式名は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」である。似たような法律に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（03年）ある。牛海綿状脳症のまん延を防止するため牛の個体識別を目的とする法である。番号法は、人（動物分類学上は霊長目ヒト科の哺乳類）の個体を識別し、国家が動物並みにヒトを名前でなく12ケタの番号で管理監視をする。

##### (a) 全情報を一つの番号で管理支配

現在、個人や法人は、それぞれの行政機関等の特定目的による管理の必要上、別々の番号が付けられている。個人は、健康保険証、運転免許、パスポート、年金、病院の診察券、銀行口座などいろいろな番号が付けられている。番号法は、これらバラバラになっているものを統一して、国民一人ひとりに、12ケタの番号をつけ、全国共通の個人番号カード（ＩＣカード）を発行し、全国ネットのコンピューターにつないで、一元的に管理しようとするものである。文字どおり「国民総背番号制」である。

市町村長・特別区の区長は、2015年10月から、住民票に記載されている個人宛に、「地方公共団体情報システム機構」から知らされた12ケタの番号を通知するカード（「通知カード」名前、住所、生年月日、性別等を記載）を簡易書留で郵送した。通知カードが届けられる簡易書留には「個人番号カード」の交付申請書と返信用封筒が入っている。個人番号カードは12ケタの番号が記憶されたＩＣチップ入りのプラスチック製のカードである。この番号は、今までの特定目的に利用する番号と違って、すべての情報を一つの番号に集める。将来は以下の事柄に適用されることが決定、あるいは検討されている。

それらの内容は、戸籍、婚姻届、離婚届、遺産相続、パスポート、証券分野、医療機関のカルテやレセプト（診療報酬明細書）などの管理、患者の受診歴や投薬歴、健康保険証、メタボ健診、統合失調症歴、予防接種、国家公務員の身分証、預貯金口座、キャッシュカード、クレジットカード、自動車検査証、税の申告書、源泉徴収票、医療費控除、厚生年金保険料未納企業の割り出し強制徴収、国民年金未納者からの強制徴収、雇用保険などの提出書類、たばこの自動販売機での年齢確認、医師・弁護士・税理士などの資格確認、携帯電話の契約、入学試験の受験票など、いちいち数え切れないほどある。

##### (b) 番号法への対応

法はあくまでも、目的を達成するための手段である。法はいかなる場合にも自己目的（手段が目的になること）ではない。法は一定の社会的経済的政治的秩序を維持するための手段で、自己目的ではないのである。それにもかかわらず、法が自己目的であるかのように主張が多く見られる。

政府は番号制を強行する理由として「法律で決まっている」という。この場合政府が番号制を強行しようとする理由が、国民を管理支配する政治的理由であることはまったく明らかな事実である。従って番号制の賛否は、その実質的理由に即して争われるべきであって、法律うんぬんを持ち出すのは問題をそらすことになる。法を自己目的とする虚偽性を分析して明るみに出すことが法律学者の仕事であるはずなのに、かえって「法律に書いてある以上それに従うべきである」というようなことをいう法律家がたくさんいる。

番号制にうまく立ち向かう方策などあろうはずがない。憲法違反、地方自治法違反の番号制は上記の形骸化運動（対応）で骨抜きにすることが重要である。全国中小業者団体連

絡会（全中連）は、15年10月27、28の両日に行った省庁交渉ではマイナンバー（共通番号）制度実施の延期・中止を求めるとともに「共通番号の記載がなくても提出書類を受け取り、不利益を与えないこと」などを要望した。次は各省庁の主な回答である。この回答は現在も変わっていない。

**【内閣府】**：「個人番号カード」の取得は申請によるもので強制ではない。カードを取得しないことで不利益はない。「扶養控除等申告書」「源泉徴収票」などの法定資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険など書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業者にも不利益はない。従業員から番号の提出を拒否されたときは、その経過を記録する。しかし、記録がないことによる罰則はない。

**【国税庁】**：確定申告書などに番号未記載でも受理し、罰則・不利益はない。事業者が従業員などの番号を扱わないことに対して国税上の罰則や不利益はない。窓口で番号通知・本人確認ができなくても申告書は受理する。これらのことば個人でも法人でも同じ。

**【厚生労働省】**：労働保険に関して共通番号の提示が拒否され、雇用保険取得の届け出で番号の記載がない場合でも、事務組合の過度な負担が生じないよう、ハローワークは届け出を従来通り受理する。罰則や不利益はない。労働保険事務組合が番号を扱わないことによる罰則や不利益な扱いはない。番号を記載した書類を提出するとき、提出者本人の番号が確認できない場合でも書類は受理する。

## 消費税は社会保障を削り借金を増やす

「社会保障の財源の中心は消費税」であるとして、「消費税の増税」を唱える人がいるが、嘘である。消費税は社会保障を削減し借金を増やすのである。

### (1) 国債費で首が回らない

21年度予算案の税収は57兆4,480億円、23兆7,588億円もの国債費（国の借金の元利合計額）を除く支出は82兆8,509億円である。国債費を除く支出が税収より25兆4,029億円超過している。国債費を除く支出の69%しか税収でまかなえていない。この不足を穴埋めする新規国債（国の借金）発行額は43兆5,970億円と税収の75.8%を超える。借金があれば元金と利息の支払いが生じる。国債の元金償還と利息が「国債費」である。予算の「国債費」は23兆3,515円と税収の約37%を占める。国債費で首が回らず社会保障費を削る。この財政構造こそが社会保障費を削減し借金を増やす元凶なのである。

消費税導入後31年間、連続して社会保障は切り下げられ、国と地方の借金は246兆円から1,069兆円と4倍以上なった。ちなみに31年間の消費税収は397兆円、法人3税の減収累計額は298兆円、所得税・住民税の減収累計額は275兆円である。

### (2) 財政法と国債規制

財政法は財政運営の基本原則を定めた法律（準憲法的性格）である。財政法4条は、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」と規定している。つまり、国債を発行したり借金をしたりではなく、国の予算は原則として、税金などでまかなうことと決めている。

財政法は、ばく大な軍事費を返す当てのない国債で賄い、財政も経済も破綻させた第2次大戦時の経験から、国債発行に枠をはめてきた。ところが歴代自民党政権は、「高度経済成長」に必要だからとまず公共事業を賄う建設国債の発行をはじめ、70年代になると不況が

大変だからと財政法に認められない赤字国債(特例国債)も発行して、財政を破綻させてきた。今こそ誤ったこの国の税財政を正さなくては、コロナ禍のもとで個人の尊厳は保てない。危機の克服にはより一層の財政措置を急速に行わなければならない。その実現には憲法に基づく税財政への抜本的改革を描いてほかに方法はない。

### (3) 3党合意の本意

3党合意は、12年6月21日に当時の民主党の輿石東幹事長、自民党の石原伸晃幹事長、公明党の井上義久幹事長の三党実務者が署名した「確認書」である。この合意を背景に民主党野田佳彦政権は、消費税率を14年に8%、15年に10%に引き上げる税率引上げ法を成立させた(12年8月10日)。しかし、この引上げ法は、無条件に税率の引上げを認めたものではなく、「消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施する」としていた(附則18条、いわゆる「景気好転条項」)。

消費税法の創設そして97年の消費税率の最初の引き上げ(3%から5%)を契機に日本経済は長く低迷している。消費税は国内総生産の約6割を占める個人消費経済を直撃するのであるから、景気が好転するはずがなく、「景気好転条項」の実質は「消費税増税恒久中止法」と言えるものであった。ことあろうに、安倍自公政権は、15年度税制改定において、「消費税法附則第18条〈景気好転条項〉を削除する」と定めた。自公政権は3党合意に含まれていた「景気好転条項」(消費税増税恒久中止法)を廃棄するという暴挙にでたのである。追及されるべきは旧民主党ではなく廃棄した自公である。自公政権は景気条項を削除し、消費税率10%への引き上げを17年(平成29年)4月から19年10月に再延期する税制改正関連法を成立させた(2016年11月18日)。

## 給付行政のわな

政府は臨時閣議で新型コロナウイルスの感染拡大を受けた追加経済対策を決定した(20年12月8日)。

### (1) 政府の経済対策

政府は新たな経済対策を決定した(20年12月8日)。追加経済対策は、感染再拡大の重大局面であるのにPCR検査の抜本的拡大に必要な全額国費、受診控えなどで経営難に陥った医療機関への減収補てんなどであるが、持続化給付金の再支給など家計と事業者への支援はない。一方で経済の好循環のため「Go To トラベル」を21年6月末まで延長するなど、感染防止に逆行する施策を組み入れた。追加経済対策の事業規模は73.6兆円で、国費や財政投融資を合わせた財政支出は40兆円。このうち国費は30.6兆円で、20年度第3次補正予算と21年度当初予算でまかぬ。事業の内訳は、感染拡大防止が6兆円、コロナ後に向ける経済構造の転換が51.7兆円、「国土強靭(きょうじん)化」が5.9兆円。デジタル化的加速に向けた1兆円超の関連予算も盛り込み、大企業を支援している。

### (2) 20年度の補正予算

新型コロナウイルス対策を盛り込んだ20年度予算の1次補正額25.7兆円は20年4月30日に成立した。6月12日に成立した2次補正の一般会計からの歳出は31兆9,114億円となり補正で過去最大となったが、全額を国債の追加発行でまかぬ。2次補正後の20年度予算は、公債依存度(国の一般会計予算に占める国債発行額の割合)は56.3%とリーマンショック後の09年度の水準を上回り過去最高となった。当初予算、第1次補正予算と合わせた20年度の歳出は160兆円を超える。対応する歳入は、税収等が約70兆円、公債

金収入が約 90 兆円の合計 160 兆円である。国債発行で貯った財源をどのように返済するのかが重要な課題となる。

ついで 3 次補正が 21 年 1 月 28 日に成立した。一般会計の追加歳出は 21 兆 8,353 億円であり、20 年 12 月に決めた追加経済対策の財源として 19 兆 1,761 億円を計上した。当初予算、1 次・2 次補正と合わせた 20 年度の歳出は 175 兆円超となった。コロナ感染拡大防止に関しては病床や宿泊療養施設の確保など医療を提供する体制を強化するための「緊急包括支援交付金」を増額するため 1 兆 3,011 億円、各都道府県が飲食店に営業時間の短縮や休業を要請する際の協力金などの財源となる「地方創生臨時交付金」を拡充するために 1 兆 5,000 億円、ワクチンの接種費用として 5,736 億円が計上された。

新型コロナウイルスの影響で企業業績が悪化したことなどから、20 年度の国の税収は当初の見込みと比べて 8 兆円余り少ない 55 兆 1,250 億円となる見通しである。3 次補正に必要な財源を確保するため、政府は追加で赤字国債などを発行する。この結果、今年度の国債の新規発行額は、112 兆 5,539 億円と、初めて 100 兆円を超える。20 年度の予算全体でみると、歳入の 64%余りを国債に頼る過去最悪の状況で、国の財政状況は、一段と厳しくなる。そこで政府は、第 3 次補正の財源に、19 年度の国の一般会計の剩余金を活用することを特例として認める法案も提出した。具体的には、追加の歳出、19 兆 1,761 億円の財源として昨年度の剩余金のうち、6,852 億円を活用する。財政法では、剩余金の半分以上は国債の償還などにあてることが定められているが、特例法案では昨年度の剩余金については、この規定を適用しないとした。

### (3) 福祉政策

福祉政策は現代資本主義国家が採用している種々の政策の中の一つの政策である。だから福祉政策は他の現象、たとえば行政権の拡大強化（形骸化する議会・裁判所）、国家の経済政策的目的を実現する法の展開、労働基本権の制限、治安立法の増大、革新に対する反作用（政治的反動）の強化等々の諸現象と結びついて存在している。福祉政策と国民の権利制限政策とは不可分一体である。

福祉政策も結局のところ財政投融資政策の一環、すなわち、権力の介入による非等価交換的貨幣循環過程の一側面にほかならない。独占資本主義はベーシックインカムに典型的にあらわれるよう、国家が貨幣形態をとり交換過程に入り、資本制経済の循環過程を内部から支えている。

### (4) 消費税の税率引き下げに反対

自民党税制調査会の甘利明会長は、消費税は「社会保障とひも付き〈となっており〉、社会の安定要因になっている税」、「消費喚起は給付の方が始めやすい」と消費税の税率引き下げに反対している（日本経済新聞 20 年 8 月 14 日）。

菅首相のブレーン元総務相の竹中平蔵・東洋大教授も甘利氏に呼応する。消費税について「上げてしまった以上はもう 1 回下げるということはしないで、別の形で支給する方がいい」と述べる（「ロイター」のインタビュー 20 年 9 月 3 日）。また、竹中氏は「1 人月 7 万円を支給する一方、生活保護費や年金を廃止して財源に充てる」と述べる（B S ・ T B S 報道 19/30、20 年 9 月 23 日）。井出英策・慶應大学経済学部教授は、「消費税の増税で『弱者を助ける社会』から『弱者を生まない社会』への転換を訴える」としている（東京新聞 20 年 8 月 15 日）。竹中・井出の両教授は、福祉国家理念として、サービスの提供を中心とするベーシックインカム（給付主義）という給付行政を前面に押し出し、これを根拠づけ

ようとしている。

### (5) 自民党改憲案

自民党改憲案では憲法13条の「個人としての尊重」が「人としての尊重」に変更している。現行憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。自民党改憲案13条は「全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。」としている。そもそも、憲法は国家権力の濫用を制約し、国家がやってはならないこと、やらなければならないことを定めた「国家規範」、人々の人権を守る「人権規範」という基本性格をもっている。だから憲法遵守義務に国民ははいっていない。憲法は国が守らなければならないものだからである。この前提には、国家・政治権力は個人に対して不当な干渉・妨害をしてくるもの、人々の自由を踏みにじるものという認識がある。自民党改憲案では「公共の福祉に反しない限り」から「公益及び公の秩序に反しない限り」に変えられおり、国益、国家秩序が個人の人権に優先されると考えている。個人は、国益に従う限りで尊重されるに過ぎず、人権というものは人が生まれながらに持っている権利であるという考えを根本から否定している。

前述した竹中・井出の両教授に共通するのは、行政権しいて言えば国家権力に対する楽観的な評価である。国家は、国民に奉仕し、サービスを提供し、国民の福祉を実現してくれるのだと思い浮かべている。現代の国家を、そのようにとらえるなら、ナンバーなど国家の行政権の拡大は、国民にとって好ましいものと積極的に評価される。逆にかかる行政活動を批判し、反対し、阻止するような国民の行動の方が非難に値するとされる。行政権と国民の対抗関係を否定するこのような考えは、その意図はともあれ、結果として自民党改憲論にきわめて似ている。憲法は権力の発動を厳密に法の拘束のもとにおくという考えに立っている。それは、権力と国民とが対立関係にあることを前提としてのみ意味がある。この対立関係を抜きにすると憲法の存在意義がなくなる。権力と国民との対立関係を否定するベーシックインカム論の登場は基本的人権体系である憲法の存在意識をくつがえすおそれがある。ベーシックインカム論も基本的人権尊重は時代遅れ、公共の福祉のための行政を人権の上におく点で、自民党改憲論と同じ方向を指向している。

## 納税者の権利

国民が尊重される税制は、税の支払い方と税の使い方（広義の納税者の権利）において憲法の精神を生かすことによって実現する。税制について述べる論者の大半は憲法の観点が欠けている。

### 〈応能負担原則（憲法に基づく税負担のあり方＝能力税原則）〉

憲法に基づく税負担のあり方は応能負担原則（応能原則）と呼ばれる。この原則は、税は負担する能力に応じて支払うものであるとする決まりである。根拠とする主な憲法条文は、「個人の尊重・幸福追求権」（13条）、「法の下の平等」（14条）、「生存権」（25条）、「財産権」（29条）などである。憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と述べている。こ

の規定は、自由と人権が長い期間にわたる世界諸国民の絶えざる努力によってかちとられたものであることを忘れてはならないと強調している。応能原則という人権はそれを主体的に追求する権利を行使する者のうえに訪れる（つかみとる権利）。

応能原則は具体的に次の点を重視する。

- (1) 直接税（所得課税）を中心に据える。
- (2) 各種所得を総合（一つにまとめ）して、所得が多くなるに応じて高い税率を課す（超過累進課税を採用する）。
- (3) 生計費には課税しない。
- (4) 勤労所得には軽い課税、不労所得には重い課税をする。

憲法を尊重するならば、国税、地方税、社会保険料（限定使途の目的税）などは、すべて応能原則にかなったものにしなければならない。

### 〈税の使途原則〉

憲法は、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認（前文）し、國權の発動たる戦争の永久放棄・戦力不保持および國の交戦権の否認（9条）、生存権（25条）をうたっている。平和と生存権を重視している憲法の下での税金使途原則は「全部の税が福祉社会保障目的税」となる。国民が「納税の義務を負う」（憲法30条）のは、払った税金が平和に生存するために使われることを前提にしている。

## 所得課税の総合累進課税による税収試算

応能負担原則を実現する税の中心は所得課税である。所得をもらさず集めて、所得が増えるにしたがって税率をだんだん高くするのが「総合累進所得課税」である。所得は個人・法人が勤労・事業・資産などによって得た収入（収益）から経費を控除した残りである。所得課税は、個人や法人（企業・団体等）の所得に対して課税することである（個人の所得に対する「所得税」や法人の所得に対する「法人税」など）。

宮本憲一大阪市立大学名誉教授（財政学・都市経済学）は総合累進所得課税を「人類の叡智」といい、「これに代わる公平で民主主義的な税制がいまのところない」と述べている（宮本憲一・鶴田廣巳編著『所得税の理論と思想』税務経理協会）

次は総合累進所得課税による税収の試算である。

総合累進所得課税による税収の試算

申告所得税	13兆3,797億円
源泉所得税	5兆5,041億円
相続税	1兆1,079億円
法人税	21兆3,102億円
合計	41兆3,019億円

出所：浦野広明「税制改定と税をめぐる情勢」『生活と健康』（2020年12月15日）

## 民意と選挙

### （1）投票は民主主義の最低の要請

立法（条約の批准を含む）は国会にまかせておけばよいと考えるのであれば、国民は立法に当たって、静観し、自分たちで行動する必要はない。この場合国民の意思の表示は選挙権の行使につきる。この対応は、立法過程では「静観」、自分の気に食わない法律をつくった代議士は今度の選挙で支持しないというやり方であり、その意味では、常に事後処置

である。もちろん、立法と選挙の関係が密接につながっているという観点は民主主義にとって大切なことである。しかし、民意を政治に反映させるための投票は、実のところ、民主主義の最低の要請であり、それが最高なものではなく、ましてすべてではない。

国民が主権者として、選挙で民意を反映することは望ましいのであるが、それ以外のあらゆるときに、あらゆる形をとって、敏感かつ的確に反映することが一層望ましい。選挙権の行使を最低の基準として、それ以外の民意の反映の程度が高ければ高いほど民主主義は健全である。選挙権によって民意を反映するという考えは間違いでない。それどころか、この最低の指標さえ十分に確立していない今日の日本では、この考えを主張する十分の意味もある。けれど、国民はいっそう民主主義を発展するため、選挙権の行使という最低の要件に満足せず、進んでその他の方法による民意の反映に積極的に努力する必要がある。別の見方をすれば、数年に一度の選挙権の行使はさまざまな問題における民意の反映に基づきをとおいている。選挙で民意を反映させたいと思うなら、普段から国会に出てくる問題に関心を持ち、その問題に対する政党や代議士の意見や主張に、ある程度の注意を払っていなければならない。

## (2) 19年参議院選挙の経験

16年の参議院選挙で、改憲勢力は、衆議院に続いて参議院でも3分の2を獲得、自民党は27年ぶりに参議院での単独過半数を獲得していた。

19年7月21日行われた参院選挙は次の結果となった。

- a 全国32の1人区のすべてで野党統一候補を実現し、10の選挙区で大激戦を制して勝利した。6年前の参議院選挙では、1人区で野党が獲得した議席は2議席だった。多くの自民党現職議員を打ち破って10議席に躍進した。
- b 野党統一候補の得票が、4野党の比例票の合計を上回った選挙区は、3年前の28選挙区から29選挙区に拡大した。
- c 自民・公明・維新などの改憲勢力が、改憲発議に必要な3分の2を割る。
- d 自民党は改選比で9議席を減らし、参議院での単独過半数を大きく割り込む。

安倍・自公政権とのたたかいで大きな役割を發揮したのが、市民と野党の共闘である。この参院選前、市民連合（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）からの政策要望を受け、立憲民主党、国民民主党、社民党、日本共産党、衆院会派「社会保障を立て直す国民会議」の5野党・会派の党首が、「共通政策」に合意した（19年5月31日）。税制についてこの政策は「消費税については、10月からの税率引き上げの中止、所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図る」とした。消費税導入から30年を経て野党が力を合わせる画期的な状況が生れた。

## (3) 市民連合の要望書

野党共闘を呼び掛けてきた市民団体「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（市民連合）は20年9月19日、「立憲野党の政策に対する市民連合の要望書 いのちと人間の尊厳を守る『選択肢』の提示を」を発表した。

同要望書は、「自民党政権に代わり、新しい社会構想を携えた野党による政権交代を求めていきたい」と述べ、次期総選挙を、自民党政権の失政を追及すると同時に、コロナ危機を踏まえ、「いのちと暮らしを軸に据えた新しい社会像についての国民的な合意」を結ぶ機会だと指摘。（1）憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政府の確立（2）生命、生活を尊重する社会経済システムの構築（3）地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造（4）世

界の中で生きる平和国家日本の道を再確認する、などの四つの柱をたて、15項目を野党に要望している。

政策の5項には「消費税負担の軽減を含めた、所得、資産、法人、消費の各分野における総合的な税制の公平化」がうたわれている。

消費税を引き下げるには、国会で消費税率引下法を成立させなければならない（憲法84条）。今われわれは本気になれば野党政権により消費税減税を現実のものとする時代を創りつつある。文明の発達、物質文化が向上する半面で人間が人間らしく生活できない状況が出現する。複雑な現代社会は人間を管理する仕組みが異常に発達する。このため自分自身の自主性の發揮がむずかしくなる。だから、生きるにふさわしい世の中をつくりあげることが求められる。だが、それは待っていてもやってこない、つかみ取るものなのである（憲法13条）。